

2 環境行政年表

平成23年度から平成27年度まで

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
23年 4月		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布（H24.4一部施行）
5月 6月	長野県省エネルギー・自然エネルギー推進本部の設置	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布（H24.6施行）
7月		「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン」策定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等公布・施行
8月	持続可能な生活排水処理対策を推進する公式キャラクター「めぐるん」を信州環境フェアにて発表	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布 （環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び水道法の一部改正） 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」公布（H24.1施行）
11月	落ち葉の野外焼却（たき火等）の自粛に関する周知を市町村に依頼	文部科学省が長野県における航空機モニタリング結果を公表 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令」公布（環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令、騒音規制法施行令、振動規制法施行令及び悪臭防止法施行令の一部改正）
12月		「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令」公布（騒音規制法関係省令、振動規制法関係省令及び悪臭防止法施行規則の一部改正） 「放射性物質汚染対処特措法施行令、放射性物質汚染対処特措法施行規則」公布（H24.1施行）
24年 2月 3月	生物多様性ながの県戦略策定 「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」公布（H24.4施行） 長野県地球温暖化対策戦略検討会が提言書を提出	「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」通知 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H24.4施行）
24年 4月 8月	水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定（河川）	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布（H25.4施行）
9月 12月	レジ袋削減に最も効果のある「レジ袋無料配布中止」知事提唱	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行
25年 2月	第三次長野県環境基本計画を策定 長野県環境エネルギー戦略（第三次長野県地球温暖化防止県民計画）を策定 水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定（湖沼） 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布 第5次長野県水環境保全総合計画を策定 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」「長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則」を公布（同日施行） 「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」公布（水道法関係）（H25.4施行） 小規模水道維持管理指導要綱及び飲用井戸等衛生管理要領を改正（H25.4施行） 長野県微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起要綱を策定 第6期諏訪湖水質保全計画を策定 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例及び長野県流域下水道条例施行規程の公布（H25.4施行）	

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
25年 5月	おひさまBUN・SUNメガソーラーにおける自然エネルギー普及に関する協定の締結（県、岡谷酸素株、自然エネルギー信州ネット）	
6月	「長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」策定	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 フロン回収・破壊法が改正され「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」公布（H27.4施行）
9月	「家庭の省エネサポート制度」開始	
10月	消費者・事業者・行政、各主体の新たな目標を盛り込んだ「レジ袋削減協働アピール」を決定	
12月	おひさまBUN・SUNメガソーラー（豊田終末処理場）の発電開始	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」公布 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の施行
26年 2月		
3月	自然エネルギー地域基金の創設 「長野県版レッドリスト(植物編)2014～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～」改訂	
26年 4月		「水循環基本法」公布（H26.7施行）
5月		「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」施行（H27.5施行）
6月		「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更
11月		「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布
27年 3月	第5期野尻湖水質保全計画を策定 「長野県版レッドリスト（動物編）2015～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物」の改訂 「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例」公布（H27.4施行） 地域の実情に応じた一般廃棄物の削減を市町村とともに取組むため、各地方事務所毎に「チャレンジ800実行チーム」を設置	国内32番目の国立公園として妙高戸隠連山国立公園が誕生（上信越高原国立公園より分離独立）
27年 5月		「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布
6月		
8月	第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）策定	
9月		「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布
10月	「長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例」公布	
11月		「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」公布
28年 2月	温室効果ガス削減のための「第5次長野県職員率先実行計画」策定（計画期間：平成28～32年度）	
3月	長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想策定 長野県廃棄物処理計画（第4期）策定 長野県災害廃棄物処理計画策定 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）策定	

3 市町村における環境基本条例の制定、環境基本計画の策定状況

(1) 環境基本条例の制定状況

市町村名	条 例 名	制定・改定年月日
長 野 市	長野市環境基本条例	平成9年3月27日
松 本 市	松本市環境基本条例	平成10年3月13日
上 田 市	上田市環境基本条例	平成19年3月20日
岡 谷 市	岡谷市環境基本条例	平成10年12月22日
飯 田 市	飯田市環境基本条例	平成9年3月27日
諏 訪 市	諏訪市環境基本条例	平成12年3月28日
須 坂 市	須坂市環境基本条例	平成9年3月28日
小 諸 市	小諸市環境条例	平成27年1月1日
伊 那 市	伊那市環境保全条例	平成18年3月31日
駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	平成8年3月21日
中 野 市	中野市環境基本条例	平成17年4月1日
大 町 市	大町市の環境の保全に関する条例	昭和46年2月27日
飯 山 市	飯山市環境基本条例	平成11年3月25日
茅 野 市	茅野市環境にやさしいまちづくり条例	平成11年3月16日
塩 尻 市	塩尻市環境基本条例	平成9年12月25日
佐 久 市	佐久市環境基本条例	平成17年4月1日
千 曲 市	千曲市環境基本条例	平成15年9月1日
東 御 市	東御市環境をよくする条例	平成16年4月1日
安曇野市	安曇野市環境基本条例	平成17年10月1日
北相木村	北相木村環境保全条例	平成15年12月10日
佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	平成17年3月20日
御代田町	御代田町環境保全条例	平成元年3月31日
下諏訪町	下諏訪町環境基本条例	平成13年12月21日
富士見町	富士見町環境保全条例	昭和53年12月25日
原 村	原村環境保全条例	平成9年3月26日
辰 野 町	辰野町環境基本条例	平成10年3月24日
箕 輪 町	箕輪町環境保全条例	平成9年3月19日
飯 島 町	飯島町さわやか環境保全条例	平成8年9月30日
南箕輪村	南箕輪村環境基本条例	平成13年9月21日
中 川 村	中川村環境保全条例	平成9年12月11日
宮 田 村	宮田村環境保全条例	平成13年3月16日
松 川 町	松川町環境保全条例	平成11年6月22日
高 森 町	高森町環境保全条例	平成11年3月26日
平 谷 村	平谷村自然環境保全条例	平成3年4月25日
下 條 村	下條村自然環境保全条例	平成17年6月22日
根 羽 村	根羽村自然環境保全条例	平成16年3月9日
豊 丘 村	豊丘村環境保全条例	平成25年4月1日
大 鹿 村	大鹿村美しい村づくり条例	平成23年3月18日
南木曾町	南木曾町美しいまちづくり条例	平成17年6月27日
木 祖 村	源流の里 木祖村環境保全条例	平成26年4月1日
大 桑 村	大桑村環境基本条例	平成28年6月16日
木 曾 町	木曾町環境基本条例	平成20年7月1日
麻 績 村	麻績村環境保全条例	平成5年3月31日
山 形 村	山形村環境基本条例	平成14年12月9日
朝 日 村	朝日村環境基本条例	平成14年6月21日
筑 北 村	筑北村環境保全条例	平成17年10月11日
池 田 町	池田町環境保全に関する条例	昭和49年3月27日
松 川 村	松川村環境保全に関する条例	昭和48年9月25日
白 馬 村	白馬村環境基本条例	平成11年12月24日
坂 城 町	坂城町生活環境保全条例	昭和60年4月1日
高 山 村	高山村地球にやさしい環境基本条例	平成27年12月14日
木 島 平 村	木島平村環境保全に関する条例	昭和47年3月20日
信 濃 町	信濃町環境基本条例	平成16年3月22日
飯 綱 町	飯綱町環境基本条例	平成18年3月24日

(2) 環境基本計画の策定状況

市町村名	条 例 名	制定・改定年月日
長 野 市	第2次長野市環境基本計画	平成24年4月
松 本 市	第3次松本市環境基本計画	平成23年7月5日
上 田 市	上田市環境基本計画(中間見直し版)	平成25年5月
岡 谷 市	第3次岡谷市環境基本計画	平成27年3月
飯 田 市	飯田市環境基本計画(第3次改訂)	平成24年3月22日
諏 訪 市	第2次諏訪市環境基本計画	平成24年3月
須 坂 市	第2次須坂市環境基本計画(中間見直し版)	平成28年3月
小 諸 市	第2次小諸市環境基本計画	平成24年3月
伊 那 市	伊那市環境基本計画	平成21年3月
駒ヶ根市	駒ヶ根市第2次環境基本計画	平成20年6月
中 野 市	中野市環境基本計画	平成20年3月
大 町 市	大町市環境基本計画	平成15年3月
飯 山 市	第2次飯山市環境基本計画	平成24年3月
茅 野 市	茅野市環境基本計画	平成13年3月
塩 尻 市	第2次塩尻市環境基本計画	平成27年3月
佐 久 市	佐久市環境基本計画	平成20年3月
千 曲 市	第2次千曲市環境基本計画	平成28年3月
東 御 市	第2次東御市環境基本計画	平成28年2月
安曇野市	安曇野市環境基本計画	平成25年3月
下諏訪町	下諏訪町環境基本計画	平成14年4月1日
辰 野 町	辰野町環境基本計画	平成13年3月
箕 輪 町	箕輪町環境基本計画	平成11年3月21日
飯 島 町	飯島町第4次環境基本計画	平成24年12月6日
南箕輪村	南箕輪村環境基本計画	平成19年3月
中 川 村	第2次中川村環境基本計画	平成26年11月
宮 田 村	宮田村環境基本計画(第2次)	平成20年3月
松 川 町	第3次松川町環境基本計画	平成28年2月
高 森 町	第2次高森町環境基本計画	平成27年6月25日
木 曾 町	木曾町環境基本計画	平成25年3月
山 形 村	第3次山形村環境基本計画	平成28年3月
朝 日 村	朝日村第2次環境基本計画	平成28年4月1日
筑 北 村	筑北村環境基本計画	平成24年4月
信 濃 町	信濃町第2次環境基本計画	平成27年12月
飯 綱 町	飯綱町環境基本計画	平成20年3月

(平成28年4月1日現在)

4 市町村環境行政組織一覽

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
長野市	環境政策課環境保全担当 TEL:026-224-8034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp	環境政策課環境企画担当 TEL:026-224-5034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp		生活環境課（一般廃棄物） TEL:026-224-5035 FAX:026-224-8908 E-mail:seikatukankyo@city.nagano.lg.jp 廃棄物対策課（産業廃棄物） TEL:026-224-7320 FAX:026-224-5108 E-mail:haitai@city.nagano.lg.jp	環境政策課地球温暖化対策室 TEL:026-224-7532 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp
松本市	環境保全課環境保全係 TEL:0263-34-3267 FAX:0263-34-0400 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.nagano.jp			環境政策課環境政策担当（一般廃棄物処理計画に関すること） TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-0400 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.nagano.jp 環境保全課生活衛生係（し尿・浄化槽に関すること） 環境保全課環境保全係（産業廃棄物関連指導に関すること） TEL:0263-34-3024（生活衛生係） 0263-34-3267（環境保全係） FAX:0263-34-0400 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.nagano.jp 環境業務課廃棄物減量推進担当・業務係（上記以外の業務に関すること） TEL:0263-47-1096 FAX:0263-40-1335 E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.nagano.jp	環境政策課温暖化対策係 TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-0400 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.nagano.jp
上田市	生活環境課環境保全係 TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:seikan@city.ueda.nagano.jp			廃棄物対策課廃棄物係 TEL:0268-22-0666 FAX:0268-26-0815 E-mail:haiki@city.ueda.nagano.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:seikan@city.ueda.nagano.jp
岡谷市	市民環境課環境保全担当 TEL:0266-23-4811（内線1142、1143） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp	土木課公園緑化担当 TEL:0266-23-4811（内線1319、1320） FAX:0266-23-5400 E-mail:doboku@city.okaya.lg.jp	市民環境課資源化担当 TEL:0266-23-4811（内線1144、1145） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp	市民環境課環境保全担当 TEL:0266-23-4811（内線1142、1143） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp	
飯田市	環境課環境保全係 TEL:0265-22-4511（内線5463） FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.nagano.jp	観光課観光係 TEL:0265-22-4852 FAX:0265-22-4567 E-mail:ecotur@city.iida.nagano.jp	環境課廃棄物対策係 TEL:0265-22-4511（内線5464） FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.nagano.jp	環境モデル都市推進課地球温暖化対策係、地域エネルギー計画係 TEL:0265-22-4511（内線5471～5474） FAX:0265-22-4673 E-mail:sakugen_co2@city.iida.nagano.jp	
諏訪市	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係 TEL:0266-52-4141（内線214、215） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp			生活環境課環境衛生係 TEL:0266-52-4141（内線211、212） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係 TEL:0266-52-4141（内線214、215） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp
須坂市	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp			生活環境課廃棄物対策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp
小諸市	生活環境課生活環境係 TEL:0267-22-1700（内線2274） FAX:0267-23-8857 E-mail:kankyo@city.komoro.nagano.jp			生活環境課ごみ減量推進係 TEL:0267-22-1700（内線2272） FAX:0267-23-8857 E-mail:genryo@city.komoro.nagano.jp	生活環境課生活環境係 TEL:0267-22-1700（内線2274） FAX:0267-23-8857 E-mail:kankyo@city.komoro.nagano.jp
伊那市	生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111（内線2213） FAX:0265-74-1260 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111（内線2212） FAX:0265-74-1260 E-mail:sei@inacity.jp		生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111（内線2215） FAX:0265-74-1260 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111（内線2212） FAX:0265-74-1260 E-mail:sei@inacity.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
駒ヶ根市	環境課生活環境係 TEL:0265-83-2111 (内線541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp	環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線 542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp		環境課生活環境係 TEL:0265-83-2111 (内線 541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp	環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線 542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp
中野市	環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp			環境課衛生係 TEL:0269-22-2111 (内線 245) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp	環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線 247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp
大町市	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp ②教育委員会山岳博物館 TEL:0261-22-0211 FAX:0261-21-2133 E-mail:sanpaku@city.omachi.nagano.jp ③教育委員会生涯学習課文化財係 TEL:0261-23-4760 FAX:0261-23-4773 E-mail:bunkazai@city.omachi.nagano.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp ②観光課庶務管理係 TEL:0261-22-0420 (内線 561、562) FAX:0261-23-4660 E-mail:kankou@city.omachi.nagano.jp	生活環境課環境衛生係 TEL:0261-22-0420 (内線 461、462) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線 465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.nagano.jp
飯山市	市民環境課生活環境係 TEL:0269-62-3111 (内線 191、192) FAX:0269-62-3127 E-mail:shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp				
茅野市	生活環境課公害衛生係 TEL:0266-72-2101 (内線263、264) FAX:0266-82-0234 E-mail:seikatsukankyo@city.chino.lg.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0266-72-2101 (内線 262、266) FAX:0266-82-0234 E-mail:seikatsukankyo@city.chino.lg.jp		美サイクルセンター TEL: 0266-72-2101 (内線 380、381、382) FAX:0266-71-1634 E-mail:bisaiikuru.c@city.chino.lg.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0266-72-2101 (内線 262、266) FAX:0266-82-0234 E-mail:seikatsukankyo@city.chino.lg.jp
塩尻市	生活環境課環境対策係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	生活環境課環境企画係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp		生活環境課リサイクル推進係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	生活環境課環境企画係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp
佐久市	環境政策課環境保全係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp		公園緑地課公園管理係 TEL:0267-62-3424 FAX:0267-63-7750 E-mail:koenryokuti@city.saku.nagano.jp	生活環境課環境衛生係 TEL:0267-62-3094 FAX:0267-62-2289 E-mail:seikatsukankyo@city.saku.nagano.jp	環境政策課環境政策係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
千曲市	環境課環境保全係 TEL:026-273-1111 (内線5411、5413) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.nagano.jp		環境課環境推進係 TEL:026-273-1111 (内線5412,5414) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.nagano.jp	廃棄物対策課リサイクル推進係 TEL:026-273-1111 (内線5422,5423) FAX:026-273-1924 E-mail:haiki@city.chikuma.nagano.jp	環境課環境推進係 TEL:026-273-1111 (内線5412,5414) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.nagano.jp
東御市	生活環境課環境対策係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp		商工観光課観光係 TEL:0268-64-5895 FAX:0268-67-3337 E-mail:kanko@city.tomi.nagano.jp	生活環境課クリーンリサイクル係 TEL:0268-63-6814 FAX:0268-63-6814 E-mail:clean-center@city.tomi.nagano.jp	生活環境課環境対策係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp
安曇野市	環境課環境保全担当 TEL:0263-71-2491 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp	環境課環境政策係 TEL:0263-71-2492 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp		廃棄物対策課廃棄物対策担当 TEL:0263-71-2490 FAX:0263-72-3176 E-mail:haikibutsutaisaku@city.azumino.nagano.jp	環境課環境政策係 TEL:0263-71-2492 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp
小海町	町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	産業建設課経済係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp		町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	
川上村	産業建設課環境整備係 TEL:0267-97-2121 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	企画課振興係 TEL:0267-97-2121 FAX:0267-97-2125 E-mail:shinkou@vill.kawakami.nagano.jp		産業建設課環境整備係 TEL:0267-97-2121 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	
南牧村	産業建設課環境衛生係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kankyoueisei@vill.minamimaki.nagano.jp	総務課企画係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kikaku@vill.minamimaki.nagano.jp		産業建設課環境衛生係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kankyoueisei@vill.minamimaki.nagano.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
南相木村	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:soumu@vill.minamiaki.lg.jp			住民課住民係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:juumin@vill.minamiaki.lg.jp	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:soumu@vill.minamiaki.lg.jp
北相木村	住民福祉課環境衛生係 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:juuminhukusi@vill.kitaaki.nagano.jp				
佐久穂町	住民税務課生活環境係 TEL:0267-86-2552 FAX:0267-86-2633 E-mail:seikatukankyoutown.sakuho.nagano.jp				
軽井沢町	生活環境課衛生係 TEL:0267-45-8556 (内線148) FAX:0267-46-3165 E-mail:seikatsukankyoutown.karuizawa.nagano.jp	生活環境課環境係 TEL:0267-45-8556 (内線146) FAX:0267-46-3165 E-mail:seikatsukankyoutown.karuizawa.nagano.jp		生活環境課衛生係 TEL:0267-45-8556 (内線148) FAX:0267-46-3165 E-mail:seikatsukankyoutown.karuizawa.nagano.jp	生活環境課環境係 TEL:0267-45-8556 (内線146) FAX:0267-46-3165 E-mail:seikatsukankyoutown.karuizawa.nagano.jp
御代田町	町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:miyota@town.miyota.nagano.jp	産業経済課商工観光係 TEL:0267-32-3113 FAX:0267-32-3929 E-mail:miyota@town.miyota.nagano.jp		町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:miyota@town.miyota.nagano.jp	
立科町	町民課環境保健係 TEL:0267-56-2311 (内線224) FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyoutown.tateshina.lg.jp	企画課企画振興係 TEL:0267-56-2311 (内線282) FAX:0267-56-2310 E-mail:kikakutown.tateshina.lg.jp		町民課環境保健係 TEL:0267-56-2311 (内線224) FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyoutown.tateshina.lg.jp	
青木村	住民福祉課保健衛生係、上下水道係 TEL:0268-49-0111 FAX:0268-49-3670 E-mail:kokuho@vill.aoki.nagano.jp				
長和町	町民福祉課生活環境係 TEL:0268-75-2081 FAX:0268-68-4011 E-mail:kankyotown.nagawa.nagano.jp				
下諏訪町	住民環境課生活環境係 TEL:0266-27-1111 (内線142) FAX:0266-28-9936 E-mail:kankyotown.shimosuwa.lg.jp	産業振興課観光係 TEL:0266-27-1111 (内線272) FAX:0266-28-1511 E-mail:kankoutown.shimosuwa.lg.jp		住民環境課清掃係 TEL:0266-27-9240 FAX:0266-27-4006 E-mail:seisotown.shimosuwa.lg.jp	住民環境課生活環境係 TEL:0266-27-1111 (内線142) FAX:0266-28-9936 E-mail:kankyotown.shimosuwa.lg.jp
富士見町	建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsufujimi.lg.jp	総務課企画統計係 TEL:0266-62-9332 FAX:0266-62-4481 E-mail:kikakutoukeifujimi.lg.jp	産業課商工観光係 TEL:0266-62-9342 FAX:0266-62-4481 E-mail:kankoutown.fujimi.lg.jp	建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsufujimi.lg.jp	
原村	建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo-c@vill.hara.nagano.jp	農林商工観光課商工観光係 TEL:0266-79-7929 FAX:0266-79-5504 E-mail:noshoka01@vill.hara.nagano.jp		建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo-c@vill.hara.nagano.jp	
辰野町	住民税務課生活環境係 TEL:0266-41-1111 (内線2114、2115) FAX:0266-41-0575 E-mail:ch-seikatu@town.tatsuno.nagano.jp				
箕輪町	住民環境課生活環境係 TEL:0265-79-3111 (内線115~117) FAX:0265-79-0230 E-mail:jukan@town.minowa.nagano.jp				
飯島町	住民税務課生活環境係 TEL:0265-86-3111 (内線157) FAX:0265-86-2225 E-mail:juumin@town.ijima.lg.jp				
南箕輪村	住民環境課生活環境係 TEL:0265-72-2106 FAX:0265-73-9799 E-mail:seikatsu-c@vill.minamiminowa.nagano.jp				
中川村	住民税務課生活環境係 TEL:0265-88-3001 (内線41) FAX:0265-88-3890 E-mail:kankyo@vill.nagano-nakagawa.lg.jp	振興課商工観光係 TEL:0265-88-3001 (内線33) FAX:0265-88-3890 E-mail:shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp		住民税務課生活環境係 TEL:0265-88-3001 (内線41) FAX:0265-88-3890 E-mail:kankyo@vill.nagano-nakagawa.lg.jp	
宮田村	住民課住民係 TEL:0265-85-3183 FAX:0265-85-4725 E-mail:jumin@vill.miyada.nagano.jp				みらい創造課協働係 TEL:0265-85-3181 FAX:0265-85-4725 E-mail:kikaku@vill.miyada.nagano.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
松川町	環境水道課環境係 TEL:0265-36-7026 FAX:0265-36-5091 E-mail:kanky@town.matsukawa-nagano.jp	産業観光課農林係 TEL:0265-36-7027 FAX:0265-36-5091 E-mail:sangyou@town.matsukawa-nagano.jp		環境水道課環境係 TEL:0265-36-7026 FAX:0265-36-5091 E-mail:kanky@town.matsukawa-nagano.jp	
高森町	環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kanky@town.nagano-takamori.lg.jp	産業課、教育委員会、環境水道課 TEL:0265-35-3111 FAX:0265-35-8294 E-mail:sangyo@town.nagano-takamori.lg.jp	産業課 TEL:0265-35-9405 FAX:0265-35-8294 E-mail:sangyo@town.nagano-takamori.lg.jp	環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kanky@town.nagano-takamori.lg.jp	
阿南町	建設環境課環境係 TEL:0260-22-4053 FAX:0260-22-2576 E-mail:kanky@town.anan.nagano.jp				
阿智村	生活環境課廃棄物対策係 TEL:0265-43-2220 (内線 251) FAX:0265-43-3940 E-mail:kanky@vill.achi.lg.jp	地域経営課環境政策係 TEL:0265-43-2220 (内線 282) FAX:0265-43-2231 E-mail:kanko@vill.achi.nagano.jp		生活環境課廃棄物対策係 TEL:0265-43-2220 (内線 251) FAX:0265-43-3940 E-mail:kanky@vill.achi.lg.jp	地域経営課環境政策係 TEL:0265-43-2220 (内線 282) FAX:0265-43-2231 E-mail:kanko@vill.achi.nagano.jp
平谷村	総務課 TEL:0265-48-2211 FAX:0265-48-2212 E-mail:soumu@vill.hiraya.nagano.jp		産業建設課 TEL:0265-48-2211 FAX:0265-48-2212 E-mail:hiraya-v@mx1.avis.ne.jp	住民課 TEL:0265-48-2211 FAX:0265-48-2212 E-mail:juumin@vill.hiraya.nagano.jp	
根羽村	住民課住民環境係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:juumin4102@nebamura.jp	振興課産業係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:shinkou4102@nebamura.jp		住民課整備係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:juumin4102@nebamura.jp	
下條村	振興課建設係 TEL:0260-27-2311 (内線 111) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkensetu@vill-shimojo.jp		振興課経済係 TEL:0260-27-2311 (内線 109) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkeizai@vill-shimojo.jp	振興課建設係 TEL:0260-27-2311 (内線 111) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkensetu@vill-shimojo.jp	
売木村	住民課 TEL:0260-28-2311 FAX:0260-28-2135 E-mail:jumin@urugi.jp	産業課 TEL:0260-28-2311 FAX:0260-28-2135 E-mail:sangyo@urugi.jp		住民課 TEL:0260-28-2311 FAX:0260-28-2135 E-mail:jumin@urugi.jp	
天龍村	住民課国保環境衛生係 TEL:0260-32-2001 (内線 126) FAX:0260-32-2525 E-mail:seikan@vill-tenryu.jp				
泰阜村	住民課住宅水道係 TEL:0260-26-2111 (内線 234) FAX:0260-25-2553 E-mail:jumin@vill.yasuoka.nagano.jp		振興課観光交流係 TEL:0260-26-2111 (内線 242) FAX:0260-25-2553 E-mail:sinkou@vill.yasuoka.nagano.jp	住民課住宅水道係 TEL:0260-26-2111 (内線 244) FAX:0260-25-2553 E-mail:jumin@vill.yasuoka.nagano.jp	
喬木村	建設課住宅林務環境係 TEL:0265-33-5127 FAX:0265-33-4541 E-mail:kanky@vill.takagi.nagano.jp		建設課管理係 TEL:0265-33-5510 FAX:0265-33-4541 E-mail:kanky@vill.takagi.nagano.jp	建設課住宅林務環境係 TEL:0265-33-5127 FAX:0265-33-4541 E-mail:kanky@vill.takagi.nagano.jp	
豊丘村	環境課環境係 TEL:0265-35-9057 FAX:0265-35-9065 E-mail:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp				
大鹿村	住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001 (内線 231) FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	産業建設課商工観光係 TEL:0265-39-2001 (内線 230) FAX:0265-39-2269 E-mail:kanko@vill.ooshika.lg.jp		住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001 (内線 231) FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	
上松町	住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp		産業観光課商工観光係 TEL:0264-52-4804 FAX:0264-52-1038 E-mail:syoukan@town.agematsu.nagano.jp	住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp	
南木曾町	建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001 (内線 66) FAX:0264-57-2270 E-mail:kanky@town.nagiso.nagano.jp		観光交流課観光交流係 TEL:0264-57-2001 (内線 55) FAX:0264-57-2270 E-mail:kankou@town.nagiso.nagano.jp	建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001 (内線 66) FAX:0264-57-2270 E-mail:kanky@town.nagiso.nagano.jp	
木祖村	住民福祉課環境係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kanky@kisomura.com	商工観光課 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankou@kisomura.com		住民福祉課環境係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kanky@kisomura.com	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
王滝村	福祉健康課環境保全係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp		村おこし推進課商工観光係 TEL:0264-48-2257 FAX:0264-48-2258 E-mail:kanko@vill.otaki.nagano.jp	福祉健康課環境保全係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp	
大桑村	住民課防災環境係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.ookuwa.nagano.jp	産業振興課商工観光係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:syokan@vill.ookuwa.nagano.jp		住民課防災環境係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.ookuwa.nagano.jp	
木曾町	町民課環境政策室 TEL:0264-22-4281 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp		観光交流課観光交流係 TEL:0264-22-4285 FAX:0264-23-2121 E-mail:kanko@town.kiso.lg.jp	町民課環境政策室 TEL:0264-22-4281 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp	
麻績村	住民課環境衛生係 TEL:0263-67-4854 FAX:0263-67-3094 E-mail:omijumin@vill.omi.nagano.jp				
生坂村	住民課 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	振興課 TEL:0263-69-3112 FAX:0263-69-3115 E-mail:sinkoka@vill.ikusaka.nagano.jp		住民課 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	
山形村	住民課環境係 TEL:0263-98-3112 FAX:0263-98-3078 E-mail:kankyo@vill.yamagata.nagano.jp				
朝日村	生活環境課 TEL:0263-59-2812 FAX:0263-59-2814 E-mail:pureline@vill.asahi.nagano.jp	振興課 TEL:0263-99-2001 FAX:0263-99-2745 E-mail:sangyou@vill.asahi.nagano.jp		生活環境課 TEL:0263-59-2812 FAX:0263-59-2814 E-mail:pureline@vill.asahi.nagano.jp	
筑北村	住民福祉課住民係 TEL:0263-66-2111 (内線 2020) FAX:0263-66-3370 E-mail:juufuk@vill.chikuhoku.lg.jp				
池田町	住民課生活環境係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikedanagano.jp			住民課生活環境係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikedanagano.jp	
松川村	住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:seikatsukankyou@vill.matsukawa.nagano.jp				
白馬村	住民課衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課企画係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp		住民課衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課企画係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp
小谷村	住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyuumin@vill.otari.nagano.jp	観光振興課観光商工係 TEL:0261-82-2585 FAX:0261-82-2232 E-mail:kanko@vill.otari.nagano.jp		住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyuumin@vill.otari.nagano.jp	総務課企画財政係 TEL:0261-82-2038 FAX:0261-82-2232 E-mail:kikaku@vill.otari.nagano.jp
坂城町	住民環境課環境保全係 TEL:0268-82-3111 (内線 125) FAX:0268-82-8307 E-mail:juumin@town.sakaki.nagano.jp				
小布施町	健康福祉課住民係 TEL:026-214-9109 FAX:026-247-3113 E-mail:jumin@town.obuse.nagano.jp			健康福祉課住民係 TEL:026-214-9109 FAX:026-247-3113 E-mail:jumin@town.obuse.nagano.jp	
高山村	村民生活課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:sonmin@vill.takayama.nagano.jp	産業振興課商工観光係 TEL:026-214-9296 FAX:026-248-0066 E-mail:sangyou@vill.takayama.nagano.jp		村民生活課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:sonmin@vill.takayama.nagano.jp	
山ノ内町	健康福祉課住民環境係 TEL:0269-33-3116 (内線 216) FAX:0269-33-1104 E-mail:jumin@town.yamanouchi.nagano.jp	観光商工課観光施設係 TEL:0269-33-1107 (内線 243) FAX:0269-33-1104 E-mail:kanko@town.yamanouchi.nagano.jp		健康福祉課住民環境係 TEL:0269-33-3116 (内線 216) FAX:0269-33-1104 E-mail:jumin@town.yamanouchi.nagano.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
木島平村	民生課生活環境室 TEL:0269-82-3111 (内線 123) FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@kijimadaira.jp		建設課農村整備係 TEL:0269-82-3111 (内線141) FAX:0269-82-4121 E-mail:noson-seibi@kijimadaira.jp	民生課生活環境室 TEL:0269-82-3111 (内線 123) FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@kijimadaira.jp	
野沢温泉村	民生課住民係 TEL:0269-85-3112 (内線114) FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	観光産業課商工観光係 TEL:0269-85-3114 (内線133) FAX:0269-85-3803 E-mail:shoko@vill.nozawaonsen.nagano.jp		民生課住民係 TEL:0269-85-3112 (内線 114) FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	
信濃町	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinanomachi.nagano.jp	産業観光課商工観光・癒しの森係 TEL:026-255-3114 FAX:026-255-4470 E-mail:syoukoukankou@town.shinanomachi.nagano.jp	建設水道課建設係 TEL:026-255-5922 FAX:026-255-4470 E-mail:kensetu@town.shinanomachi.nagano.jp	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinanomachi.nagano.jp	
小川村	住民福祉課住民係 TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578 E-mail:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp			住民福祉課住民係 TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578 E-mail:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp	
飯綱町	住民税務課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp				
栄村	住民福祉課生活福祉係 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:minsei@vill.sakae.nagano.jp	商工観光課観光係 TEL:025-767-2202 FAX:025-767-2276 E-mail:kankou@vill.sakae.nagano.jp		住民福祉課生活福祉係 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:minsei@vill.sakae.nagano.jp	

5 環境関係用語の解説

頭文字	用語	解説
ア	ISO14001 [p.25]	国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関であるISO (International Organization For Standardization: 国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム (環境に影響を与える (可能性のある) 活動について継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み) に関する規格。
	アイドリング・ストップ [p.85]	自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの使用をやめること。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。
	アオコ [p.69]	富栄養化の進んだ湖沼で、初夏から秋にかけて植物プランクトンが異常増殖して、湖沼水を緑色に変化させる現象。アオコが発生すると透明度が低下したり、悪臭などにより上水道への利用が不適当となる。さらに、アオコが死滅する際、悪臭を発生するとともに水中の溶存酸素を奪うため、水産や観光上の被害をもたらす。
	アスベスト [p.86]	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20~50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
	あっせん [p.103]	公害紛争処理制度において、あっせん委員が、当事者間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続をいう。当事者自身による解決を期待する手続であり、あっせん委員は当事者間の話し合いを側面から援助し、促進する。
イ	硫黄酸化物 (SO _x) [p.81]	刺激性の強い腐食性のある有毒なガスで、代表的なものに二酸化硫黄があり、重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。四日市ぜんそくの主な原因物質の一つとなった。
	1時間値 [p.79]	正時 (〇時00分) から次の正時までの1時間に得られた測定値であり、後の時刻を測定値の時刻として採用している。 例: 6時の1時間値とは、5時00分から6時00分までの1時間に得られた測定値
	1日平均値 [p.79]	1日の1時から24時までの時間帯で得られた1時間値の合計を、その日の測定時間数で割った数値。
	1日平均値の年間98%値 [p.79]	1年間に測定されたすべての1日平均値について、測定値の低い方から高い方に並べて、低い方から98%目に相当する1日平均値。
	1年平均値 [p.80]	1年間に測定されたすべての1時間値の合計を、年間の測定時間数で割った数値。微小粒子状物質については、1年間に測定されたすべての1日平均値の合計を、年間の測定日数で割った数値。
	一酸化炭素 (CO) [p.82]	不完全燃焼に伴って発生する無色無臭の気体で、身近な発生源に自動車がある。呼吸器を通じて体内に吸収されると、血液中のヘモグロビンと結合するため、体内組織への酸素の補給が妨げられ、貧血を起こしたり中枢神経をまひさせ、高濃度の場合は死に至る。
	一般廃棄物 [p.1]	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。
エ	エコアクション21 [p.25]	環境省が策定した、中小企業なども容易に取り組める環境経営システムであり、二酸化炭素排出量の把握など必要な環境への取組や、環境レポートの作成と公表など、事業者が取り組むべき項目を規定している。県においては、全ての県機関を対象に平成19年5月に認証を取得した。
	SS (浮遊物質: Suspended Solids) [p.143]	粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化をまねく。
	MFCA (Material Flow Cost Accounting: マテリアルフローコスト会計) [p.24]	製造工程のロスを「負の製品のコスト」として評価を行なう原価計算、分析手法。例えば、この手法を導入することで、従来は廃棄物として扱っていたプレス工程における打ち抜き後の端材について、製品と同様に製造コストを見える化でき、現場でのコスト低減意識と環境対応への意識向上を図ることができる。2011年9月にISO14051、2012年3月にJISQ14051として発行された。
オ	オゾン層 [p.29]	地上から20~40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガスなどの影響によりオゾンが破壊され、南極を始め高・中緯度地域においてもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。
	温室効果ガス [p.1]	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体を指す。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
カ	合併処理浄化槽 [p.67]	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に対する用語であるが、浄化槽法の改正により単独処理浄化槽は設置できなくなっており、一般的に浄化槽というと、合併処理浄化槽のことをいう。

頭文字	用語	解説
カ	環境影響評価 [p.16]	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境の保全について適正な配慮を行おうとすること。
	環境基準 [p.2]	大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。
キ	気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3） [p.30]	地球温暖化を防止するために、1992年5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が結ばれ、この条約の下で、先進工業国から排出される温室効果ガスの2000年以降の削減目標値を定めるために1997年12月に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」のこと。
	希少野生動植物保護条例 [p.104]	希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民などの責務を明確にするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制などの必要な事項を定めることにより、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人との共生を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする。
	揮発性有機化合物 （VOC： Volatile Organic Compounds） [p.60]	有機化合物のうち、揮発性のある物質の総称。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トルエン、キシレンなどが代表的なものである。金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、塗料、インキなどとして広く利用されている。難分解性で毒性があるものが多く、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重いので、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題となっている。また、大気中に放出され、光化学反応によって光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質となる。
	京都議定書 [p.30]	1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年2月に発効し、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。
ク	クラインガルテン [p.120]	遊休農地などを利用して、都市住民などに野菜や花づくりの場を提供する簡易宿泊施設のある滞在型市民農園。
	クリプトスポリジウム [p.61]	人や家畜、野生動物に寄生する病原性原虫で、飲み水や食べ物を通して人間に感染すると腸内で繁殖し、腹痛や激しい下痢が数日続く。水道の塩素消毒では死滅しないが、乾燥や熱に弱い。
	グリーン購入 [p.12]	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいう。
	グリーン・ツーリズム [p.115]	都市住民などが、緑豊かな農山村地域においてその自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動。
ケ	景観育成重点地域 [p.23]	県内において特に重点的に景観の育成を図る地域で、景観の育成上特に重要な地域について、長野県景観条例に基づき知事が指定したもの。
	景観育成住民協定 [p.23]	建物の形態や色彩などの外観や緑化など、地域の景観づくりのためのルールとして地域住民が自ら定めた協定を、長野県景観条例に基づき知事が認定したもの。
	健康項目 （人の健康の保護に関する項目） [p.59]	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。カドミウムを始めとする蓄毒性のある重金属類、トリクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物、農薬など、計26項目である。
	建設資材廃棄物 [p.28]	建設工事に使用する資材が廃棄物となったもの。
	建設副産物 [p.28]	建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。
コ	公害 [p.3]	環境基本法第2条第3項の規定により定義されている。事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
	光化学オキシダント（Ox） [p.2]	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
	こどもエコクラブ [p.13]	子どもたちが地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、公益財団法人日本環境協会が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。
	コミュニティ・プラント [p.65]	新規に開発される団地や既存の小集落等の地域単位に、し尿と生活雑排水を処理するため、市町村が設置する施設。
サ	再生建設資材 [p.28]	建設工事に使用する資材として利用することができる状態に建設廃棄物が再資源化されたもの。
	里山 [p.2]	農林業などの人間活動の影響を受けて成立し維持されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林及び人工林、草原、湿地、湖沼、河川等の二次的自然環境と、水田、畑地、水路、溜池、農山村集落等の生活、生産域が一体になった地域などをいう。

頭文字	用語	解説
サ	産業廃棄物 [p.1]	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。
	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) [p.52]	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
	酸性雨 [p.29]	工場、自動車などから排出される硫酸化合物や窒素化合物などが雨水に取り込まれて生じる概ねpH 5.6以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは、湖沼、森林の生態系が影響を受けるなど、大きな社会問題になっている。
シ	COD (Chemical Oxygen Demand) [p.59]	有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量。
	自然観察インストラクター [p.114]	自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために、鳥類、哺乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができることとして、県が登録する者。
	自然保護レンジャー [p.107]	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) [p.41]	使用済自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり、適正に処分したりすることを自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。平成14年7月制定。リサイクル・適正処分の義務の対象となるのは、カーエアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト、エアバッグ類の3種類。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、新車の購入時に支払うことになっている。
	シュレッダーダスト [p.48]	使用済自動車の処理において、自動車の破碎後に排出されるごみのこと。自動車リサイクル法施行以前は、ほとんどが埋立処分されていたが、自動車リサイクル法の施行により、自動車メーカーなどによる熱エネルギーへの再利用が図られている。
	植生自然度 [p.118]	自然が、人間の開発行為によってどの程度改変されているかを植生の状況によって分類し、客観的に自然環境の現状を10段階に区分して表すもの。
	森林セラピー基地・森林セラピーロード [p.114]	生理実験などにより対象となる森林や遊歩道等の施設などを評価し、NPO法人森林セラピーソサイエティが認定した森林や施設を指す。(「基地」は森林、歩道、宿泊施設などを備えた地域、「ロード」は森林を巡る遊歩道)
森林の公益的機能 [p.15]	森林は木材を生産するだけでなく、野生動植物に多様な生育の場を提供し、水を貯え、洪水や山崩れなどの災害を防ぎレクリエーションの場を提供するほか、安らぎなどを与える景観としてや、また、二酸化炭素を吸収・固定するなど多様な機能を有しており、これらを総称して「森林の公益的機能」という。	
ス	水銀 [p.83]	体温計、水銀灯、歯科用アマルガム等、幅広く用いられている重金属の一種。この化合物のうち、無機の水銀化合物と比較して有機水銀化合物は毒性が強い。特にアルキル水銀化合物は腸管からの吸収率が高く、脳に移行・蓄積し、水俣病として知られるような言語障害、視力減退や催奇性を引き起こすことから、環境中の濃度は特に厳しい基準が定められている。
セ	生活環境項目 (生活環境の保全に関する項目) [p.59]	水質汚濁による環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BODなど11項目があり、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水などの利用目的に適応した類型によって、項目ごとにそれぞれ基準値が定められている。
	生態系 [p.104]	植物、動物、微生物及びそれらを取りまく非生物的要素(土壌、水、空気など)から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤。
	生物多様性 [p.2]	地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生育するほど健全であり、安定しているとはいえ、生物種、生態系及び遺伝子多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が1993年12月に、157カ国の締約によって発効している。
タ	ダイオキシン類 [p.2]	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、(酸素)、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	大腸菌群数 [p.143]	人間又は動物の排せつ物による水の汚染の目安として用いられている。大腸菌には、腸内に生存しているもののほか、草原や畑などの土中に生存しているものも含まれるが、一括して大腸菌群として測定されている。
	多自然川づくり [p.76]	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理(調査、計画、設計、施工、維持管理など)のこと。
	淡水赤潮 [p.69]	淡水湖沼などで、植物プランクトンが大量に増殖・集積して、水面が赤褐色になる現象をいう。県内では昭和63年に野尻湖で黄色べん毛藻類のウログレナによる赤潮が、木崎湖ではべん毛藻類のペリジニウムによる赤潮が確認されている。

頭文字	用語	解説
チ	地球温暖化 [p.29]	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることで、地表の温度が上昇することをいう。
	窒素酸化物（NO _x ） [p.79]	窒素と酸素の化合物の総称で、化石燃料やその他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、酸性雨や光化学スモッグの原因物質の一つである。
	中間処理 [p.45]	廃棄物の最終処分あるいはリサイクルのために、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させたり、減量化する目的で行われる。主な方法としては、焼却、中和、溶解、脱水、破碎、圧縮などがある。
	仲裁 [p.103]	公害紛争処理制度において、当事者が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ね、その判断を最終的なものとしてこれに従うことを約束（仲裁契約）することにより、紛争の解決を図ることをいう。
	鳥獣保護区 [p.106]	野生鳥獣の保護、増殖を図るために狩猟を禁止する区域。
	調停 [p.103]	公害紛争処理制度において調停委員会が当事者の間に入って、必要に応じて調停案を示し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の妥当な解決を図ることをいう。
テ	TEQ (Toxicity Equivalency Quantity) [p.90]	種類が異なるダイオキシン類の毒性強度と存在量を考慮して算出した毒性の指標。（毒性等量）
	DO (Dissolved Oxygen) [p.143]	水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。水の浄化作用に必要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7～14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。溶存酸素。
ト	特定工場 [p.103]	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の適用を受ける特定工場は、①製造業（物品の加工業を含む）、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業に属するもので、それぞれの関係法で規定されるばい煙発生施設、汚水等排水施設、騒音発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は振動発生施設などを設置している工場をいう。
	特定建設資材 [p.28]	建設資材のうち、政令で定められた、以下の資材。 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト
	特定施設 [p.60]	水質汚濁、騒音などの公害を防止するため、各種の規制法の中で、「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を排出する施設などで、政令で定めるものが特定施設として定められている。
ナ	75%値 [p.59]	BOD（COD）の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べた時に、（データ数×0.75）番目の値をいう。例えば年間のデータ数が12個の場合、小さい方から9番目の値となる。これは河川の低水流量（1年を通じて275日はこれより低下しない流量）における水質を反映している。
ハ	ばい煙 [p.78]	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、または熱源としての電気の使用に伴って発生する硫酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの（有害物質）をいう。
ヒ	PRTR [p.93]	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。
	pH（水素イオン濃度指数） [p.84]	溶液中の水素イオン濃度（H ⁺ ）を示す尺度で、pH値が7のときは中性、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示す。
	BOD (Biochemical Oxygen Demand) [p.59]	有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量。
	PCB（ポリ塩化ビフェニル） [p.53]	発ガン性などの毒性を持つ有機塩素化合物の一種。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本においても様々な用途に利用されていたが、カネミ油症事件がきっかけとなり、昭和47年6月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。
	PDCAサイクル [p.124]	Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）という手順を繰り返し、サイクルを重ねるごとに、より高い目的や目標を達成していくシステム。
	微小粒子状物質（PM2.5） [p.19]	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
	ヒ素（砒素） [p.59]	硫化鉄鉱などの金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精錬の際に副産物としても分離される。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒（おう吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起こしやすい。
フ	富栄養化 [p.69]	湖沼、海等で、窒素やリンなど、栄養物質の濃度が上昇すること。これにより、アオコの発生や赤潮の発生を引き起こす。

頭文字	用語	解説
フ	浮遊粒子状物質 (SPM) [p.79]	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、特に人の健康に影響を与える可能性の大きい粒径 $10\mu\text{m}$ (0.01mm)以下のものをいい、環境基準が設けられている。(SPM: Suspended Particulate Matter)
	フロン類 [p.41]	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。主にCFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン)の3種類に分類される。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、エアコンの冷媒などに広く使われているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、今日では様々な条約・法律によって製造及び使用について大幅な制限がかけられている。
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) [p.41]	フロン類使用機器の廃棄に伴って使用されていたフロン類が大気中に放出されないように、回収及び破壊を確実に進めていくことを目的とした法律。平成14年6月制定。本法律の対象は、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているCFC、HCFC、HFCの3種類のフロン類で、機器のユーザー、フロン類回収業者、フロン類破壊業者などがそれぞれの役割分担の下、適切にフロン類の回収・破壊処理を進めていくものである。フロン排出抑制法の施行により、フロン類対策をより一層推進するために、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うよう制度強化された。
ホ	保安林 [p.118]	水源のかん養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限 (立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務) が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。
ル	類型指定 (類型あてはめ) [p.59]	環境基準が、2以上の類型を定めている場合、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定することをいう。水質の汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関する環境基準について、各公共用水域の利水目的に合わせて、それぞれの類型をあてはめている。
レ	レッドリスト [p.2]	絶滅のおそれのある野生動植物のリスト。絶滅のおそれの程度 (カテゴリー分け) の把握を目的とし、種の名称、カテゴリー等の最低限の情報のみを掲載する。